

京博連事業実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、I COM (国際博物館会議) 京都大会 2019, 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、京都の文化・芸術振興の機運を盛り上げ、京都市内博物館施設連絡協議会 (以下「京博連」という。) の振興を図るために必要な事業を実施する京博連事業実行委員会 (以下「実行委員会」という。) に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例 (以下「条例」という。) 及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定める規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、実行委員会の運営及び事業の実施に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用であって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 京博連振興策の計画策定に関すること。
- (2) 京博連振興策の企画及び実施に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内かつ実行委員会の運営及び事業の実施に要した費用を限度として、市長が認める額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、「京博連事業補助金交付申請書 (第1号様式)」によって、事業開始の7日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 実行委員会会則
- (2) 実行委員会名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 実行委員会は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、予め「京博連事業補助金概算払請求書 (第2号様式)」を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の通知)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請を受けて、条例第12条の規定による通知を行うときは、「京博連事業補助金交付決定通知書 (第3号様式)」により通知するものとする。

(標準処理時間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号の規定による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、「京博連事業変更承認申請書(第4号様式)」によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外とする。

(1) 事業の主たる内容の変更

(2) 補助金額の変更

3 本条第1項による申請に対する市長の承認は、「京博連事業変更承認書(第5号様式)」によって行うものとする。

(実績報告)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、「京博連事業実績報告書(第6号様式)」によって、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書その他の事業の実施に要した費用を証する書類の写し

(4) その他、事業実施を確認できる資料

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。